

(社) 日本設計工学会北陸支部功労賞 規定

1. 総則

- 1-1 日本設計工学会北陸支部に、北陸支部功労賞を設ける（以下、支部功労賞という）。
- 1-2 支部の活動に顕著な貢献を行った正会員または賛助会員に対して、その尽力に報い、後進の範とするため支部功労賞を贈賞する。
- 1-3 贈賞の対象となる功績は、次の通りとする。
 - (1) 支部長を2期以上務めたもの
 - (2) 支部長1期を含め、本部役員並びに評議員や支部幹事並びに支部商議員を通算5期以上務めたもの
 - (3) 本部役員並びに評議員や支部幹事並びに支部商議員を通算10期以上務めたもの
 - (4) 支部活動に顕著な貢献を行い、上記に準ずると支部幹事会にて認められたもの

2. 贈賞対象者の推薦

- 2-1 贈賞対象者は支部幹事会が推薦し、支部商議員会にて承認を得る。
- 2-2 推薦委員長は、支部長がこれにあたる。

3. 表彰

- 3-1 表彰は、原則として支部総会の場において行う。
- 3-2 贈賞対象者には表彰状と楯を贈る。
- 3-3 贈賞対象者には当該表彰を実施する支部総会への出席旅費を支給する。

附記

- 本会則は平成18年4月1日より施行する。
- 本改正規定は平成27年7月1日より施行する。
(平成27年度第1回幹事会(2015/6/20)にて承認)